

# 令和3年度「沖縄県EVカーシェアリング導入実証事業」業務委託 仕様書

## 1 業務名

沖縄県EVカーシェアリング導入実証事業

## 2 業務の目的

沖縄県庁敷地内に2台の電気自動車の駐車場兼充電スタンドを整備し、平日は公用車として、週末・休日は観光客等が利用可能なカーシェア導入に係る実証事業を行う。

あわせて、一般利用者に向けた広報等を実施するとともに、EV自動車及びSDGsの認知度向上に寄与することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日～令和4年3月31日(木)

## 4 業務概要

### (1) 車両の調達及び運用業務

平日は公用車として、週末・休日は観光客等が利用可能な車両を調達し、効率的・効果的な運用を図ること。その際、下記事項を満たすこと。

- ① 車両の利用については、契約締結日からでなく、(2)の駐車場整備の期間を考慮し、運用開始可能な期間を提示すること。
- ② 電気自動車2台を調達すること（ここでいう車両は、環境に配慮し事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備され、十分な航続距離をもち、非常時には非常用電力として外部電力供給可能な電気自動車であること）。
- ③ 調達する電気自動車2台について、SDGsの普及啓発を目的としたラッピングを行うこと（ラッピングの内容は協議により決定するが、イメージを提案すること）。
- ④ 車両の施錠／解錠や、公用利用と観光客等の利用に向けた予約管理、車両管理、利用者情報管理等にかかるシステムを構築（導入）すること。
- ⑤ 前項と連動した料金精算にかかるシステムを構築（導入）すること。
- ⑥ 問い合わせや車両トラブル等が発生した際の利用者に対するサポート業務に対応すること（具体的な内容及び体制を提案すること）。
- ⑦ 車両の定期的な清掃や保守管理を行うこと（具体的に提案すること）。
- ⑧ その他車両の運用管理等に必要な事項。

### (2) 駐車場の環境整備

県が指定する場所に前述の電気自動車の車両2台分の駐車場を整備する。その

際、下記事項を満たすこと。

- ① 駐車場2台の駐車場整備を行うこと（別紙：位置図）。
- ② 車両2台の充電設備を設置すること。
- ③ カーシェア駐車場への誘導の案内サインを整備すること。
- ④ カーシェア駐車場の駐車スペースを区分する舗装・ペイント等を行うこと。
- ⑤ その他、駐車場整備等に必要な事項

### （3）広報・普及業務

EVカーシェアリングの利用促進、認知度向上に向け広報等を行うこと（広報の方法について提案すること）。

### （4）効果分析業務

EVカーシェアリングの効果的・効率的な運用に向け、利用状況等のデータ収集及び分析、運用上の課題抽出を行い、改善や実証実験の新たな展開に向けた提案を検討すること。

## 5 実施体制

当該業務の実施にあたっては、業務の遂行に必要な担当者を配置するとともに、県と十分に協議を行いながら業務運営が出来る体制を構築すること。

## 6 成果物の提出

- （1）事業完了報告書
- （2）委託業務により作成した成果物
- （3）その他県が必要と認める種類等

## 7 一括再委託の禁止等

- （1）受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。  
ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務

### （2）再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力

団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

<簡易な業務>

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

## 8 その他事項

- (1) 事業の実施に当たっては、県担当者や担当部局との情報共有、調整、意見交換を適宜実施すること。
- (2) 県が当該業務以外の SDGs の推進に関する業務、各種関係者との連携が必要と認める場合、受託者は県と調整の上、必要な情報共有や連携に必要な対応を行うこと。
- (3) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (4) 本仕様書に記載のない事業は、委託者と受託者の協議による決定する。